

# 危険物 Q & A 集

整理番号	26	区分	貯蔵・取扱い	B	4
質問	<p>トラックに給油するため、灯油用ポリタンクに軽油を貯蔵しようと考えています。量に関する規制等がありますか。</p>				
回答	<p>トラックを含めた自動車への給油は、消防法で許可を受けているガソリンスタンドで給油することが原則です。容器から直接自動車へ給油する行為は、火災予防上、非常に危険を伴う行為であるため極力行わないでください。</p> <p>また、灯油用ポリタンクは、灯油に関する性能評価を受けた容器であるため、軽油を貯蔵することはできません。</p> <p>取扱数量により手続きが変わります。事前に危険物を取り扱う場所を管轄する消防署に相談してください。</p>				
根拠法令等	<p>消防法 第9条の4、第10条  危険物の規制に関する政令 第17条、  危険物の規制に関する規則 第41条、第42条、第43条  別表第3、第3の2、第3の3、第3の4</p>				